

確定申告・住民税申告に関するお知らせ

医療費控除などの書類の事前作成をお願いします！

令和5年分の「医療費控除明細書」や、営業所得・農業所得・不動産所得の「収支内訳書」は、作成方法が不明な方などを対象に、令和6年1月4日から令和6年2月15日にかけて、税務課窓口で記載方法等の相談を受け付けますので、必ず同期間内に作成してください。

書類が未完成の場合、申告の受付をお断りする場合があります。

申告受付期間中に鹿嶋市役所3階会議室で行う申告受付相談(2月16日～3月15日)では、「収支内訳書」及び「医療費控除明細書」をすでに作成した方のみ受付とします。また、会場での収支内訳書及び医療費控除明細書の作成相談も行いません。

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの対策として、密集・密接を避けるため、申告会場に長く滞在することのないように、事前の書類作成にご協力をお願いします。

収支内訳書及び医療費控除明細書などの作成相談日程

期間：令和6年1月4日（木）から令和6年2月15日（木）

場所：鹿嶋市役所2階 税務課窓口

内容：収支内訳書及び医療費控除明細書の記載方法など

※なお、申告受付は令和6年2月16日（金）から3月15日（金）までです。

公的年金等の収入が400万円以下の方は申告しなくてもよい場合があります

公的年金等を受給されている方は、年金の収入額や申告予定の内容によって、申告しなくてもよい場合があります。別紙のフローチャートで確認してください。

申告に必要な持ち物

共通	<input type="checkbox"/> 令和6年度申告のご案内（または「確定申告のお知らせ」）はがき（送付された方のみ） <input type="checkbox"/> マイナンバーを確認できる書類（マイナンバーカード、通知カードなど） <input type="checkbox"/> 身元を確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証、源泉徴収票など） <input type="checkbox"/> 本人名義の口座が分かるもの（申告することで、税が還付される方のみ）	
所得の種類	給与・年金所得者	<input type="checkbox"/> 給与・年金源泉徴収票
	事業所得者 （営業等・農業・不動産収入）	<input type="checkbox"/> 収支内訳書（事前に作成してお持ちください。）
	その他の所得	<input type="checkbox"/> それぞれ収入や経費の明らかになる証明書類
所得控除をする方	生命保険料、地震保険料、国民年金保険料などの控除を受ける方	<input type="checkbox"/> 各種の控除証明書
	障害者控除を受ける方	<input type="checkbox"/> 障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定証など
	医療費控除またはセルフメディケーション税制を受ける方	<input type="checkbox"/> 明細書（事前に作成してお持ちください。） ・医療費控除＝医療を受けた方、支払先ごとに集計 ・セルフメディケーション税制＝支払先ごとに集計 <input type="checkbox"/> 医療費通知（補てんされている場合はその金額がわかる証明書類）
その他	<input type="checkbox"/> そのほか、上記以外に申告の必要なもの	

確定申告・住民税申告の受付についてのお知らせは、鹿嶋市のホームページからご確認いただけます！
右のQRコードを読み取るか、「鹿嶋市 住民税申告」で検索してください。



鹿嶋市 住民税申告



（裏面もご覧ください。）

地域別日程

※指定日以外でも申告はできますが、混雑緩和のため、できるだけ指定日に申告してください。

期 日	対 象 地 区	
2月	16日(金)	港ヶ丘、旭ヶ丘、根三田
	19日(月)	大小志崎、志崎、神野
	20日(火)	平井(平井丘を除く)、平井南
	21日(水)	青塚、棚木
	22日(木)	豊津地区(爪木、大船津、大船津新田)、中
	26日(月)	荒井、武井釜
	27日(火)	豊郷地区(沼尾、須賀、須賀宮中野、田野辺、山之上、猿田、田谷、泉田、神領、沼尾団地)、和
	28日(水)	角折、奈良毛
	29日(木)	荒野
3月	1日(金)	波野地区(清水、清水新田、明石、神向寺、仲作、小宮作、下津、神平団地)
	4日(月)	津賀、小山
	5日(火)	武井
	6日(水)	宮津台、宮中(宮中団地)、鉢形、鉢形台
	7日(木)	浜津賀、林
	8日(金)	高松地区(木滝、佐田、下塙、谷原、鱈川、長栖、泉川、国末、粟生、粟生店)
	11日(月)	宮中(宮中団地、三笠山、東山を除く)、城山、宮下、厨、緑ヶ丘
	12日(火)	平井(平井丘)、高天原、平井東
	13日(水)	宮中(三笠山、東山)
	14日(木)	市内全域
	15日(金)	

1月4日から潮来税務署で還付申告を受け付けています

潮来税務署では、令和6年1月4日から令和6年2月15日までの間、還付申告の方(所得税が年金や給与等から天引きされており、かつ源泉徴収票にない扶養の追加や医療費控除を申告する方など)を対象とした相談会場を開設します。感染リスク軽減のためにも、この期間のご利用をお願いします。

なお、会場への入場は、入場整理券により一定の制限を行います。

潮来税務署で申告するもの

- 青色申告
- 土地・建物・株式の譲渡や先物取引など(分離課税)
- 住宅借入金等特別控除(初めて控除を受ける(一年目の申告)方、連帯債務で債務割合の不明な方や金融機関などから借入金がない方、または償還期間が10年未満の方)
- 消費税、贈与税など

今年のご自宅で確定申告しませんか？

マイナンバーカードやスマートフォンを利用した所得税等の申告書等作成・e-Tax がさらに便利になりました。ご自宅のパソコンやスマホから24時間いつでも確定申告書を作成できます。

詳しくは下のQRコードを読み込んで国税庁ホームページをご覧ください。潮来税務署へお問合せください。

確定申告 令和5年



- 住民税に関する問い合わせ
鹿嶋市税務課 ☎82-2911 (内線 261~263)
- 所得税・e-Taxに関する問い合わせ
潮来税務署 ☎66-6931